山口県地域防災計画

新旧対照表(震災対策編)

(案)

山口県地域防災計画(震災対策編)新旧対照表

現 行 修正案

第1編 総則

第1章 計画の方針

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所の取るべき措置

1 県 (1-1-4)

_	1 県 (1	-1 - 4	.)
	機関の	名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
			1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。
			2 飲料水の確保に関すること。
			3 災害廃棄物等の処理に関すること。
	環境生活	音	4 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。
	<i>x</i>	1 11	 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん (アスベスト)、特定物質、騒音 ・
			 振動等による公害防止対策に関すること。
			 6 - 県民活動(ボランティア活動、NPO活動等)に関すること。
	観光スポープ	ツ文化部	 1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関すること。
	190707) \(\(\begin{array}{c} \operatorname{1}	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。
			1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。
			2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。
			3 被災文教施設の応急復旧に関すること。
	教 育	庁	4 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。
			5 応急教育の実施に関すること。
			6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。
			7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。
			8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関すること。
			9 文化財の防災対策及び復旧に関すること。
			ϵ

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画 (1-1-11)

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、平成8年度に地震防災緊急事業五箇年計画を、平成13年度に第2次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成18年度に第3次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成23年度に第4次地震防災緊急事業五箇年計画 を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、平成28年度を初年度とする第5次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

- 1 対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。
- 2 計画対象事業は、国の基準に基づき、市町の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

第1編 総則

第1章 計画の方針

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所の取るべき措置

1 県 (1-1-4)

機関の名称	事務又は業務の大綱	
	1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。	
	2 飲料水の確保に関すること。	
	3 災害廃棄物等の処理に関すること。	
環境生活部	4 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。	
>K >C = 14 FF	5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん (アスベスト)、特定物質、騒音・	
	振動等による公害防止対策に関すること。	
	6 県民活動(ボランティア活動、NPO活動等)に関すること。	
	7 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること	
		1
観光スポーツ文化部	1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関すること。	
観光スポーツ文化部	1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関すること。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。	
観光スポーツ文化部		
観光スポーツ文化部	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 3 文化財の防災対策及び復旧に関すること。	
観光スポーツ文化部	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 3 文化財の防災対策及び復旧に関すること。 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。	_
観光スポーツ文化部	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 3 文化財の防災対策及び復旧に関すること。 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。	_
	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 3 文化財の防災対策及び復旧に関すること。 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 被災文教施設の応急復旧に関すること。	
観光スポーツ文化部	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 3 文化財の防災対策及び復旧に関すること。 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 被災文教施設の応急復旧に関すること。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。	
	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 3 文化財の防災対策及び復旧に関すること。 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 被災文教施設の応急復旧に関すること。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。	
	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。	
	2 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 3 文化財の防災対策及び復旧に関すること。 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 被災文教施設の応急復旧に関すること。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。	

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画 (1-1-11)

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、平成8年度に地震防災緊急事業五箇年計画を、平成13年度に第2次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成18年度に第3次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成23年度に第4次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成23年度に第4次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成28年度に第5次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、今和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

- 1 対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。
- 2 計画対象事業は、国の基準に基づき、市町の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

中央防災会議防災基本 計画の修正

考

組織改編

組織改編

第6次地震防災緊急事 業五箇年計画作成

行 修正案 考

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

第1節 自主防災思想の普及啓発 (2-1-2)

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ るとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは 国、県、市町及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、県及び市町等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関 の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方(2-3-1)

地震発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべ き行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確 立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、 非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その 際、被災時の男女のニーズの違い等<mark>男女双方</mark>の視点に十分配慮するよう努める。

第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方 (2-5-1)

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄 道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設 は、県民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごと に耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、山口県耐震改修促進計画(以下、「耐震改修促進計画」という。)及び山口 県公共施設耐震化基本計画(以下、「耐震化基本計画」という。)等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

第1節 建築物の耐震化

第2項 県所有建築物等の耐震化 (2-5-2)

2 耐震補強工事の実施

耐震化基本計画の優先度に基づき、各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

第8章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 県

1 配備体制

(1) 災害対策本部未設置(2-8-2)

(1) /(1)/1		o _ /			
斯 /	第7/24/ 4-4-0	本 庁		川井梯間立が大町	職員配備基準
配備基準	配備体制	配備課	人	出先機関及び市町	
			数		
震度3の地震発生	第1警戒体制	防災危機管理課	<u>3</u>	(震度3を感知した市町ま	あらかじめ所属
		• 消防保安課		たはダムをを所管する関係	長が指名した
		監理課	1	出先機関)	職員
		技術管理課	<u>1</u>	・土木(建築)事務所	
		河川課	1	・ダム管理事務所	

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

第1節 自主防災思想の普及啓発 (2-1-2)

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ るとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは 国、県、市町及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、県及び市町等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関 の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとす る。

表現の適正化

第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方(2-3-1)

地震発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべ き行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確 立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、 非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その 際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

表現の適正化

第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方 (2-5-1)

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄 道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設 は、県民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごと に耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、山口県耐震改修促進計画(以下、「耐震改修促進計画」という。)等をもと に、耐震性の強化を図っていく。

表現の適正化

第1節 建築物の耐震化

第2項 県所有建築物等の耐震化 (2-5-2)

2 耐震補強工事の実施

各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

表現の適正化

第8章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 県

1 配備体制

(1) 災害対策	本部未設置(2	-8-2)				.	
配備基準	配備体制	本庁		出先機関及び市町	職員配備基準		災害応急体制の
		配備課	人				
			数				
震度4の地震	警戒体制	<u>防災危機管理課</u>	<u>6</u>	(震度4を感知した市町ま	<u>あらかじめ所</u>		
<u>発生</u>		・消防保安課		たはダムを所管する関係出	属長が指名し		
		<u>監理課</u>	2	先機関)	<u>た職員</u>		
		技術管理課	2	・土木 (建築) 事務所			
		道路整備課	2	· 港湾管理事務所		ıl	

訓の見直し

現 行	修正案					備	考				
道路整備課	1 ・西部利水事務所					砂防課	2	• 錦川総合開発事務所			
	1 ・東部発電事務所					 <u>河川課</u>	2	<u>・ダム管理事務所</u>			
	1 · 厚東川工業用水道事務所					<u>港湾課</u>	2	・山口宇部空港事務所			
*電気工水課	1 (震度3を感知した市町)					企業局総務課	2	• 西部利水事務所			
防災危機管理課	2 (関係市町を所管する関係					電気工水課	2	東部発電事務所			
津 波 注 意 報 ・消防保安課	出先機関)							・工業用水道事務所			
	2 · 農林水産事務所										
	2 <u>・下関農林事務所</u>							(震度4を感知した市町)			
漁港漁場整備課	- 1 ・ 下関水産振興局			津波注意報		防災危機管理課	6	(関係市町を所管する関係	あらかじめ所		
	1 関係土木 (建築) 事務所					・消防保安課		出先機関)	属長が指名し		
	- ・ 関係港湾管理事務所					農林水産政策課	2		<u>た職員</u>		
	1 *山口宇部空港事務所					農村整備課	2	・下関農林事務所			
道路整備課	1 (関係沿岸市町)					漁港漁場整備課	2	• 下関水産振興局			
<u></u> 砂防課	1					<u> </u>	2	・土木(建築)事務所			
	_ 1					技術管理課	2	• 港湾管理事務所			
	6 (震度4を感知した市町ま	あらかじめ所属				道路整備課	2	· 山口宇部空港事務所			
・消防保安課	たはダムを所管する関係出					<u>砂防課</u>	2				
	2 <u>先機関)</u>	職員				河川課	2	(関係沿岸市町)			
	2 · 健康福祉センター	1000				港湾課	2				
	2 ・農林水産事務所			震度5弱の	特別警戒体制	防災危機管理課	6	(震度5弱を感知した市町	あらかじめ所		
	2 <u>・下関農林事務所</u>			地震発生	<u></u>	・消防保安課	_	またはダムを所管する関係	属長が指名し		
	2 ・下関水産振興局			<u>-0,2,3,0,11</u>		広報広聴課	2		<u>た職員</u>		
	2 ・土木 (建築) 事務所					県民生活課	2	健康福祉センター	<u> </u>		
・医務保険課	・港湾管理事務所					生活衛生課	2	農林水産事務所			
	2 ・錦川総合開発事務所					廃棄物・リサイクル対策課	2	• 下関農林事務所			
	2 ・ダム管理事務所					厚政課	2	・下関水産振興局			
	2 ・山口宇部空港事務所					医療政策課	2	・土木 (建築) 事務所			
	2 <u>・西部利水事務所</u>					 ・医務保険課	_	・ 港湾管理事務所			
	2 ・東部発電事務所					<u> </u>	2	· 錦川総合開発事務所			
	2 <u>・工業用水道事務所</u>					<u> </u>	2	<u>・ダム管理事務所</u>			
	2					農林水産政策課	2	・山口宇部空港事務所			
	2 (震度4を感知した市町)					農村整備課	2	• 西部利水事務所			
	2					森林整備課	2	東部発電事務所			
	<u>2</u>					漁港漁場整備課	2	工業用水道事務所			
	<u>2</u>					<u> </u>	2				
	2					技術管理課	2	(震度5弱を感知した市			
	<u>2</u>					道路整備課	2	町)			
	2					都市計画課	2				
	2					砂防課	2				
	2					<u>河川課</u>	2				
	<u>2</u>					 <u>港湾課</u>	2				
	6 (関係市町を所管する					住宅課	2				
・ 消防保安課	出先機関)					企業局総務課	2				
	2 ・健康福祉センター					電気工水課	2				
	2 · 農林水産事務所					教育政策課	2				
<u>生活衛生課</u>	2 ・下関農林事務所					学校運営・施設整備室					
	2 ・下関水産振興局					*人事課	2				

上文学 2 上文 (建設) 事成を 2 上次 (建設) 事成を 2 2 2 2 2 2 2 2 2

現行		修 正 案	備考
		監理課 2 技術管理課 2 道路整備課 2 都市計画課 2 砂防課 2 河川課 2 港湾課 2 全計課 2 物品管理課 2 企業局総務課 2 電気工水課 2 教育政策課 2 ・学校運営・施設整備室	
(2) 災害対策本部設置 (2-8-3)		(2) 災害対策本部設置 (2-8-3)	
配備基準 配備 体制 震度5弱以上の地震発生 大津波警報 山口県災害対策本部設置運営要綱による	職員参集基準 役付職員全員及び30分 以内で出勤可能な職員 ※本庁は、全所属が、出先機関は所 管する市町が震度5弱以上を関知し	配備基準 配備体 制 職員参集基準 震度5強以上の地震発生 役付職員全員及び30分以内で出勤可能な職員 大津波警報 山口県災害対策本部設置運営要綱による ※本庁は、全所属が、出先機関は所管する市町が震度5強以上を関知し	災害応急体制の見直し
<u>震度 6 弱以上の</u> 地 震 発 生	た場合に参集 全 職 員	震度6強以上の 地震発生 た場合に参集 全職員	
(略) 2 職員の参集基準 (2-8-3) (1) 第1・第2警戒体制 については、輪番によりあらかじめ所属長か (2) 震度5弱以上の地震の発生及び大津波警報については、役付職員 で出勤可能な職員の自主参集をもって配備に当たる。 (3) 震度6弱以上の地震の発生については、全職員の自主参集をもっ 第2節 防災関係機関相互の連携体制 第1項 協定の締結 1 県における協定の締結 (2-8-4) (9) 応急対策業務に関する協定 (ア〜チ 省略)	最及び30分以内(徒歩、自転車及びバイク)	 (注) *は、主管部長が必要に応じ配備を命ずる。 (略) 2 職員の参集基準 (2-8-3) (1) 警戒・特別警戒体制については、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。 (2) 震度5強以上の地震の発生及び大津波警報については、役付職員及び30分以内(徒歩、自転車及びバイクで出勤可能な職員の自主参集をもって配備に当たる。 (3) 震度6強以上の地震の発生については、全職員の自主参集をもって配備に当たる。 第2節 防災関係機関相互の連携体制 第1項 協定の締結 1 県における協定の締結 (2-8-4) (9) 応急対策業務に関する協定 (ア〜チ 省略) 	災害応急体制の見直し
ツ (一社) 山口県建築協会との協定		ツ (一社) 山口県建築協会との協定 テ (一社) JBN・全国工務店協会 ト 全国建設労働組合総連合 ナ 山口県瓦工事業協同組合 ニ 山口県鳶工業連合会 ヌ (一社) 日本鳶工業連合会 ネ (一社) 災害復旧職人派遣協会	協定の締結

現 行	修正案	備考
第9章 避難予防対策 第1節 市町の避難計画 第8項 避難所の運営管理(2-9-4) 市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。 また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。	第9章 避難予防対策 第1節 市町の避難計画 第8項 避難所の運営管理 (2-9-4) 市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。 また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。	表現の適正化
第13項 土砂災害警戒区域の指定のあった市町 (2-9-5) 1 次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。 (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	第13項 士砂災害警戒区域の指定のあった市町 (2-9-5) 1 次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。 (4)土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設 (以下「要配慮者利用施設」という。) であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の名称及び所在地	表現の適正化
第14項 浸水想定区域の指定のあった市町 (水防法第14条、第15条) (2-9-6) 1 浸水想定区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。 (1) 浸水想定区域ごとに洪水予報及び氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の伝達方法、避難、救助その他人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。 (2) 浸水想定区域内に地下街や、社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための浸水に関する情報、予報及び警報の伝達方法。 2 市町地域防災計画に基づき、洪水に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じる。	第14項 浸水想定区域の指定のあった市町(2-9-6) 1 浸水想定区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。 (1) 洪水予報等の伝達方法。 (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。 (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。 (4) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下洪水時等)に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)がある場合には、当該施設の名称及び所在地 (5) (4)において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法。 (6) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項。 2 上記1に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じなければならない。	表現の適正化
第12章 要配慮者対策 第1節 社会福祉施設、病院等の対策 第1項 組織体制の整備(2-12-2) 2 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。 (2) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、市町長に報告する。 また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。	第12章 要配慮者対策 第1節 社会福祉施設、病院等の対策 第1項 組織体制の整備(2-12-2) 2 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。 (2) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告しなければならない。	表現の適正化

現		備	考
第4節 防災知識等の普及啓発・訓練 第1項 防災知識等の普及啓発 (2-12-4) 1 県及び市町は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、地 震災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、 被災時の男女のニーズの違い等 <u>男女双方</u> の視点に十分配慮するように努める。	第4節 防災知識等の普及啓発・訓練 第1項 防災知識等の普及啓発(2-12-4) 1 県及び市町は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、地 震災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、 被災時の男女のニーズの違い等 <u>多様な主体</u> の視点に十分配慮するように努める。	表現の適正化	
第17章 津波災害予防対策 第1節 津波防災意識の向上 第4項 要配慮者への配慮(2-17-3) 県及び市町は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦 などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男 女のニーズの違い等 <u>男女双方</u> の視点に十分配慮するよう努める。	第17章 津波災害予防対策 第1節 津波防災意識の向上 第4項 要配慮者への配慮(2-17-3) 県及び市町は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦 などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男 女のニーズの違い等 <u>多様な主体</u> の視点に十分配慮するよう努める。	表現の適正化	
- 7	-		

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 災害対策本部の設置

- 1 災害対策本部の設置基準 (3-1-3)
- (1) 県の地域内で震度5弱以上の地震が発生した場合。

第2項 県本部の運営 (3-1-5)

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 災害対策地方本部
- 4 現地災害対策本部
- <u>5</u> 本部長等の職務
- 6 指揮命令系統の確立
- 7 国の現地対策本部との連携体制

第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保(3-1-6)

大規模地震<u>(震度5弱以上)</u>等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。 このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、あらかじめ指名した職員をもって「緊 急初動対策班」を編成し、初期における活動体制の確保を図る。

行

第4項 動員配備計画

- 1 配備体制
- (1) 地震(3-1-6)
 - ア 災害対策本部未設置

配備の時期	種 別	体制の概要
<u>震度3</u> の地震が発生 した場合	第1警戒体制	・災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制
震度4の地震が発生 した場合	第2警戒体制	・局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制・事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制

イ 災害対策本部設置

1 / 1/1/1/1	FIFE E	
配備の時期	種 別	体制の概要
震度5弱の地震が発 生した場合	第1非常体制	山口県災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備によ る体制
震度5強の地震が発生した場合	第2非常体制	同要綱に定める第2非常体制の配備による体制
<u>震度6弱以上</u> の地震 が発生した場合	緊急非常体制	(1) 同要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 (2) 県の総力をあげて災害対策に取り組む体制 (3) 全職員による体制

資料編[1-6]……山口県災害対策本部設置運営要綱

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 災害対策本部の設置

- 1 災害対策本部の設置基準 (3-1-3)
- (1) 県の地域内で震度5強以上の地震が発生した場合。

第2項 県本部の運営 (3-1-5)

 $1 \sim 2$ (略)

3 総務部本部室

本部長は、災害発生の初動対応から広域支援の受け入れまで対応できるよう、対策に応じた班の拡充や、応援 職員の追加を行うとともに、必要なスペースを確保して、関係機関や各部局との総合調整機能が発揮できるよ

修正案

- う、県本部の事務局となる総務部本部室の体制整備に努めるものとする。
- 4 災害対策地方本部
- 5 現地災害対策本部
- 6 本部長等の職務
- 7 指揮命令系統の確立
- 8 国の現地対策本部との連携体制

第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保(3-1-6)

大規模地震 (震度5強以上) 等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、あらかじめ指名した職員をもって「緊急初動対策班」を編成し、初期における活動体制の確保を図る。

第4項 動員配備計画

- 1 配備体制
- (1) 地震(3-1-6)

ア 災害対策本部未設置

/ MANA		
配備の時期	種 別	体制の概要
震度4の地震が発生 した場合	警戒体制	・災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制
震度 5 弱の地震が発生 した場合	特別警戒体制	・局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報 収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制
南海トラフ臨時情報が 発表された場合		・事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制

イ 災害対策本部設置

配備の時期	種 別	体制の概要
震度 5 強 の地震が発 生した場合	第1非常体制	山口県災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備によ る体制
震度6弱の地震が発生した場合	第2非常体制	同要綱に定める第2非常体制の配備による体制
<u>震度6強以上</u> の地震 が発生した場合	緊急非常体制	(1) 同要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 (2) 県の総力をあげて災害対策に取り組む体制 (3) 全職員による体制

資料編[1-6]……山口県災害対策本部設置運営要綱

災害応急体制の見直し

災害応急体制の見直し

考

災害応急体制の見直し

災害応急体制の見直し

災害応急体制の見直し

現った行った。

(2) 津波

ア 災害対策本部未設置

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1.154	
配備の時期	種 別	体制の概要
「山口県日本海沿岸」又は 「山口県瀬戸内海沿岸」に 津波注意報が発表された 場合		・海面監視、関係機関等からの気象・水象現象等の情報収集活動体制
「山口県日本海沿岸」又は 「山口県瀬戸内海沿岸」に 津波警報が発表された場 合		・津波による災害の発生が予想されることから、住民への避難広報・ 誘導、災害の拡大防止のための必要な準備の開始及び発生後における 災害情報、災害応急対策に必要な諸準備に取り組む体制

4 動員の方法 (3-1-8)

- (1) 勤務時間内にあっては、庁内放送、防災行政無線、電話で行う。
- (2) 勤務時間外

第1・第2警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話、携帯電話へのメール送信で行う。

(3) 自主参集

県の地域内に<u>震度5弱及び5強の地震</u>が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、あらかじめ指名された職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属の課(所)に参集するものとする。

(4) 非常参集

勤務時間外等において大規模な地震(<u>震度6弱以上</u>)が発生した場合は全職員の自主参集となるが、交通途 絶のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの次に掲げる場所に参集し、各部長又は所属出先機 関の長の指示に従うものとする。

- 本庁
- 災害対策地方本部の設置される事務所
- その他の出先機関
- 5 緊急初動対策要員の動員配備 (3-1-8)

緊急初動対策要員として指名された職員は、第1、第2及び<u>緊急</u>非常体制(<u>震度5弱以上</u>の地震、大津波警報)がとられた場合は直ちに、県庁(出先機関)に参集し、あらかじめ定められた計画に従って業務(情報収集、県本部、地方本部の設置準備等)に従事する。

第5項 班の編成及び所掌事務 (3-1-12)

沿	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
観光スポーツ文化対策部		観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	9 当該課(室)の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関すること。
文教 対策部	学校総務	教育政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。
	文化財保護	社会教育・文化財課	12 被災文化財の保護、修復に関すること。
	協力班	地域連携教育推進室 人権教育課	13 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 14 部内の各班、他部の応援に関すること。

(2) 津波

ア 災害対策本部未設置

配備の時期	種 別	体制の概要
「山口県日本海沿岸」又は 「山口県瀬戸内海沿岸」に 津波注意報が発表された 場合	警戒体制	・海面監視、関係機関等からの気象・水象現象等の情報収集活動体制
「山口県日本海沿岸」又は 「山口県瀬戸内海沿岸」に 津波警報が発表された場 合	特別警戒体制	・津波による災害の発生が予想されることから、住民への避難広報・ 誘導、災害の拡大防止のための必要な準備の開始及び発生後における 災害情報、災害応急対策に必要な諸準備に取り組む体制
南海トラフ臨時情報が発 表された場合		

4 動員の方法 (3-1-8)

(1) 勤務時間内にあっては、庁内放送、防災行政無線、電話で行う。

(2) 勤務時間外

警戒・特別警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話、携帯電話へのメール送信で行う。

(3) 自主参集

県の地域内に<u>震度5強及び6弱の地震</u>が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、あらかじめ指名された職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属の課(所)に参集するものとする。

(4) 非常参集

勤務時間外等において大規模な地震(<u>震度6強以上</u>)が発生した場合は全職員の自主参集となるが、交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの次に掲げる場所に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。

- 本庁
- 災害対策地方本部の設置される事務所
- ・ その他の出先機関
- 5 緊急初動対策要員の動員配備 (3-1-8)

緊急初動対策要員として指名された職員は、<u>警戒、特別警戒</u>及び<u>第1</u>非常体制(<u>震度5強以上</u>の地震、大津波警報)がとられた場合は直ちに、県庁(出先機関)に参集し、あらかじめ定められた計画に従って業務(情報収集、県本部、地方本部の設置準備等)に従事する。

第5項 班の編成及び所掌事務 (3-1-12)

りは、班の神	成及い別手	・事務(3-1-12)	
部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
観光スポーツ 文化対策部		観光プロモーション推進室 インハ・ウント・推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	9 被災文化財の保護、修復に関すること。 10 当該課(室)の災害対策関連事務の処理。 11 部内の各班、他部の応援に関すること。
文教 対策部	学校総務	<u>教育政策課</u> 学校運営・施設整備 室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。
	(削除)	_(削除)_	
	協力班	地域連携教育推進課 人権教育課	12 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。

災害応急体制の見直し

災害応急体制の見直し

災害応急体制の見直し

組織改編

第2章 災害情報収集·伝達計画

第1節 災害情報計画

第3項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条)

4 発表基準(3-2-16)

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した ときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認 められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、山口県土木建 築部と下関地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。 ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

- 5 地震等発生時の暫定発表基準 (3-2-16)
- (2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁<u>予報部</u>等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

8 土砂災害警戒情報の伝達(3-2-17)

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。

(現行表の表示は省略)

第2章 災害情報収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第3項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条)

4 発表基準 (3-2-16)

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 整戒其淮

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が 基準に達したときとする。 山口県土砂災害警戒情 報に関する実施要領の 改正

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。 ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基 準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状 況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとす る。 山口県土砂災害警戒情報に関する実施要領の 改正

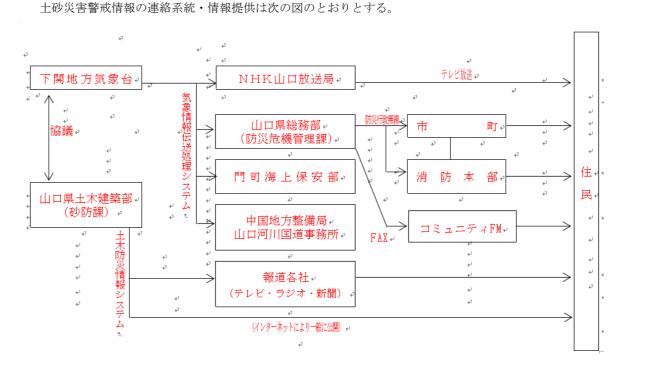
- 5 地震等発生時の暫定発表基準 (3-2-16)
- (2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁<u>大気海洋部</u>等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

組織改編

8 土砂災害警戒情報の伝達(3-2-17)

山口県土砂災害警戒情 報に関する実施要領の 改正



				修 正 案	備考
第2節 災害情報収集	集・伝達計画	第2節	が 災害情報収集		
第1項 情報収集	急・伝達連絡系統	第1	1項 情報収集・	伝達連絡系統	
2 防災関係機	後関等の措置 (3-2-23)	2	防災関係機関	関等の措置 (3-2-23)	
区分	内容		区分	内容	
県	2 収集する情報		県	2 収集する情報	
	(3) 防災関係機関等への要請		,	(3) 防災関係機関等への要請	
	アが航空機による情報収集		'	アが航空機による情報収集	災害応急体制の見直し
	震度 5 弱以上 の地震が県内に発生した場合、消防防災へリコプターを活用		'	震度5強以上の地震が県内に発生した場合、消防防災へリコプターを活用	
	し、又は警察及び自衛隊に対して、上空からの情報収集を要請し、被害状況等		'	し、又は警察及び自衛隊に対して、上空からの情報収集を要請し、被害状況等	
	の把握に努める。		'	の把握に努める。	
	(7) 被災地域(又は場所)及び様相		'	(ア) 被災地域(又は場所)及び様相	
	(イ) 建築物等の被害状況		'	(4) 建築物等の被害状況	
	(ウ) 道路、橋梁、鉄道、港湾、ダム等の被害及び交通の状況		'	(ウ) 道路、橋梁、鉄道、港湾、ダム等の被害及び交通の状況	
	(エ) 火災の発生の状況等		'	(エ) 火災の発生の状況等	
	要請先		'	要請先	
	安丽元 警備課 (県庁内線5132、加入電話083-933-0110)		'	警備課(県庁内線5132、加入電話083-933-0110)	組織改編
	地域運用課(県庁内線5129、加入電話083-933-0110)		'	(削除)	下 <u>土</u>
	自 衛 隊 第17普通科連隊(専用電話5184、第13船隊編ペリコプター)		'	自 衛 隊 第17普通科連隊(専用電話5184、第13艦艦ペリコブター)	
	ヘリコプター 小月教育航空群 (加入電話0832-82-1180)		'	ヘリコプター 小月教育航空群 (加入電話0832-82-1180)	
	上記以外の航空機による偵察に係る連絡先については		'	上記以外の航空機による偵察に係る連絡先については	
	「応援要請計画」により対応。		,	「応援要請計画」により対応。	
第3章 救助・救急、[医療等活動計画	第3章	章 救助・救急、	医療等活動計画	
第1節 救助・救急	計画	第1	1節 救助・救急	計画	
第1項 救助・救	急の実施	第	第1項 救助・救	は急の実施	
1 実施機関	(3-3-2)	_	1 実施機関	(3-3-2)	 一海上保安庁防災業務!
機関名	活 動 内 容	_	機関名	名	画との整合
管区海上保安		.	管区海上保安	安本 (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等	
部・海上保安	でお <u>巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。</u>		部・海上保安	安部 によりその捜索救助を行う。	
署	(2) 必要に応じ、特殊救難隊の派遣を要請する。		署	(2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防	
	(3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、県、市町、日赤山口県支部、消防関係機関等と協			除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請す	
	力して、救助活動の実効を期する。			<u> 3.</u>	
	(4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安			(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発	
	本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。			及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。	
	(5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来たさない範囲において、陸上におけ			(4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要	
	<u>る救助・救急活動等について支援する。</u>			請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量	
				輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする	
				(5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要であ	
				る場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。	

(6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない

範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

第4章 避難計画

第2節 避難所の設置運営

第1項 避難所の開設・運営

- 2 避難所の管理・運営 (3-4-6)
- (6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

- (7) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする
- (8) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第6章 応援要請計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第2項 災害派遣要請の手続

- 2 要請手続
- (3) 災害派遣連絡窓口一覧表 (3-6-11)

区分	要 請 先	所在地	活 動 内 容
陸上自衛隊に	第17普通科連隊長	山口市上宇野令 784(083-922-2281)	車両・船艇・航空
対するもの	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町 2-1(082-822-3101)	機・地上部隊による
	中部方面総監	伊丹市緑ケ丘 7-1-1 (0727-82-0001)	各種救助活動

第7章 緊急輸送計画

第3節 輸送車両等の確保

第2項 調 達

【管区海上保安本部・海上保安部署】 (3-7-6)

- 1 県又は市町から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合<u>、所属船艇及び派遣船艇、航空機等により緊急輸送活動を実施する。</u>
- 2 飲料水、食料等の救援物資の<u>輸送について</u>、その輸送の緊急度及び震災応急対策の実施状況を考慮して、その 要請に応じるものとする。

第4章 避難計画

第2節 避難所の設置運営

第1項 避難所の開設・運営

- 2 避難所の管理・運営 (3-4-6)
- (6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプラ 表現の適正化 イバシーの確保等に配慮する。

特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

(7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に 配慮する。

特に、女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等えお昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第6章 応援要請計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第2項 災害派遣要請の手続

- 2 要請手続
- (3) 災害派遣連絡窓口一覧表 (3-6-11)

区	分	要請	先	所在地	活	動	内	容
陸上	自衛隊に	第17普	通科連隊長	山口市上宇野令 784(083-922-2281)	車両	• 船	挺・舫	空
対する	るもの	第13旅	団長	広島県安芸郡海田町寿町 2-1 (082-822-3101)	機・	地上	部隊に	こよる
		中部方面	総監	伊丹市緑ケ丘 7-1-1 (<u>072-782-0001</u>)	各種	救助	活動	

誤記修正

第7章 緊急輸送計画

第3節 輸送車両等の確保

第2項 調 達

【管区海上保安本部・海上保安部署】 (3-7-6)

- 1 県又は市町から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。
- 2 飲料水、食料等の救援物資の<u>輸送については</u>、その輸送の緊急度及び震災応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする。

海上保安庁防災業務計 画との整合

現 行	修 正 案	備考	돌 5
【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】 (3-7-6)			
災害発生時に、県又は市町等から輸送力確保に係る協力要請があった場合、これの確保に協力する。	【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】 (3-7-6)		
1 (略)	災害発生時に、県又は市町等から輸送力確保に係る協力要請があった場合、これの確保に協力する。		
2 日本通運株式会社	1 (略)		
(1) (略)	2 日本通運株式会社		
(2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。	(1) (略)		
アー組織	(2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。		
県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、 <u>下関統括支店</u> に総括本部を、県内各支店(下関 <u>、周</u>	アー組織	支店組織改正	
<u>南</u> 、防府 <u>、宇部</u>)に防災本部を設ける。	県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、 <mark>下関特定支店</mark> に総括本部を、県内各支店(下関、防		
イ 防災本部間の関連	府)に防災本部を設ける。		
<u>下関統括支店</u> 総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。	イ 防災本部間の関連		
ウ 災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制	<u>下関特定支店</u> 総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。		
(ア) 県からの輸送協力要請にあっては、 <mark>下関統括支店</mark> が受理する。	ウ 災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制		
(4) (略)	(ア) 県からの輸送協力要請にあっては、 <u>下関特定支店</u> が受理する。		
エ 各支店防災本部の連携措置	(イ) (略)		
(ア) (略)	エー各支店防災本部の連携措置		
(イ) 関係支店防災本部 <u>下関統括支店</u> 総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。	(ア) (昭)		
(ウ) <u>下関統括支店</u> 総括本部支店防災本部・ <u>下関統括支店</u> 総括本部を中心として総合対策を樹立する。	(イ) 関係支店防災本部 <mark>下関特定支店</mark> 総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。		
第5節 交通規制			
第 2 項 海上交通規制 (3-7-11)	第5節 交通規制		
【管区海上保安本部・海上保安部署(港長)・港湾管理者】	第2項 海上交通規制 (3-7-11)		
海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必	【管区海上保安本部・海上保安部署(港長)・港湾管理者】		
要な事項を定める。	海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必		
<u>1 被害状況の把握</u>	要な事項を定める。		
管区海上保安本部・海上保安部署は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇、航空機を活用し、次	1 情報の収集及び情報連絡	海上保安庁防災	業務計
に掲げる事項に関する情報を積極的に収集する。なお、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集に支障を来	管区海上保安本部・海上保安部署は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船	画との整合	
さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報の収集を行う。	艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものと		
<u>(1)被災状況</u> 	<u>し、特に地震災害等にあっては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による</u>		
アー船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況	陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動		
<u>イ 水路、航路標識の異常の有無</u>	<u>の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。</u>		
ウ 石油コンビナートの被災状況	(1) 海上及び沿岸部における被害状況		
(2) 港内の状況	ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況		
アー在泊船舶の状況	<u>イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況</u>		
イ 船舶交通の輻輳状況	<u>ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況</u>		
(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況	<u>エ 石油コンビナートの被害状況</u>		
(4) 港湾等における避難者の状況	<u>オ 流出油等の状況</u> 		
(5) 関係機関等の対応状況	カ 水路、航路標識の異常の有無		
(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況	キ 港湾等における避難者の状況		
<u>に関する情報収集を行う。</u>	<u>(2)陸上における被害状況</u> 		
(7) その他発災後の応急対策を実施するうえで必要な事項			

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第1節 食料供給計画

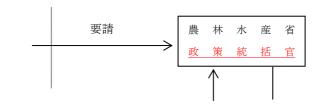
第1項 食料の供給体制

- 1 主食の供給 (3-9-2)
- (1) 応急用米穀の供給災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省<u>政策統括官</u>が定める「米穀の買入れ・ 販売等に関する基本要領」により実施するものとする。
 - ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事 務を委任した市町に引渡し、市町長が供給の実施に当たるものとする。

- (ア) (略)
- (イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省<u>政策統括官</u>に必要量の災害救助用米穀の供給 を要請する
- (ウ) 農林水産省<u>政策統括官</u>は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者(原則として被災市町長とする。)に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- (工) (略)
- (オ) 市町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡 しを必要とするときは、農林水産省<u>政策統括官</u>に直接その引渡しを要請することができる。

<災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図> (3-9-3)



第10章 保健衛生·動物愛護管理計画

第2節 遺体の処理計画

第1項 遺体の捜索

- 1 実施機関 (3-10-5)
- (1) 市町

遺体の捜索は、市町長において賃金職員等を雇い上げ、日赤奉仕団の協力も得ながら 捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

- (2) 、(3) (略)
- (4) 管区海上保安本部·海上保安部署
- ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。
- イ 行方不明者については、巡視船艇又は航空機を活用して捜索に当たる。
- ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。
- エ 市町が行う遺体捜索に協力する。

第4節 動物愛護管理計画(3-10-19)

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物<u>の発生が予想される。</u> 被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第1節 食料供給計画

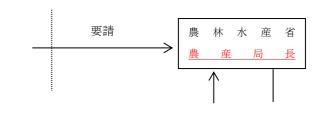
第1項 食料の供給体制

- 1 主食の供給 (3-9-2)
- (1) 応急用米穀の供給災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省<u>農産局長</u>が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。
- ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務 を委任した市町に引渡し、市町長が供給の実施に当たるものとする。

- (ア) (略)
- (イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省<mark>農産局長</mark>に必要量の災害救助用米穀の供給を要 請する。
- (ウ) 農林水産省<u>農産局長</u>は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者(原則として被災市町長とする。)に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- (工) (略
- (オ) 市町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡し を必要とするときは、農林水産省<mark>農産局長</mark>に直接その引渡しを要請することができる。

<災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図> (3-9-3)



組織改正

組織改正

第10章 保健衛生·動物愛護管理計画

第2節 遺体の処理計画

第1項 遺体の捜索

- 1 実施機関 (3-10-5)
 - (1) 市町

遺体の捜索は、市町長において賃金職員等を雇い上げ、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

- (2) 、(3) (略)
- (4) 管区海上保安本部·海上保安部署
- ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。
- イ 行方不明者については、巡視船艇、航空機及び潜水士等を活用して捜索に当たる。
- ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。
- エ 市町が行う行方不明者捜索に協力する。

第4節 動物愛護管理計画(3-10-19)

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物 (飼い主不明や負傷した動物) の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。

<u>そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、市町、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。</u>

日本赤十字社救護規則 との整合

潜水士等の追加

表現の適正化

県と山口県獣医師会の 役割の見直しに伴う修 正

現 行	修正案	備	考
第1項 特定動物の逸走防止等 2 実施方法	第1項 特定動物の逸走防止等 2 実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。 第2項 被災動物の救護	表現の適正化	
が求められる。 このため、市町、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 1 実施機関等 原則、飼い主とするが困難な場合は、県及び市町が関係機関等と連携して実施する。 2 飼い主の責務 飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うように努める。 また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。 3 被災動物の救護体制 (1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容 (公社) 山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。 県及び市町は(公社) 山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。 県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、市町、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。 (2) 愛玩動物の飼養場所の設置市町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 (3) 遊難所における指導県は、避難所を設置する市町と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (4) 他自治体への応援要請果は、原単独では愛玩動物の複雑に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時界以東には、原単独では愛玩動物の複雑に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時界は、原単独では愛玩動物の複雑に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時界なな、原生独では愛玩動物の複雑に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時	(削除) 1 実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市町が関係機関等と連携して実施する。 2 飼い主の責務 (1) 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。 (2) 避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。 3 被災動物の救護体制 (1) 県 ア 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 イ 被災地域を管轄する健康福祉センター(環境保健所)は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市町、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター(環境保健所)又は動物愛護センターの収容施設に収容する。 ウ 健康福祉センター (環境保健所) は、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したベットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の受護及び環境衛生の維持に努める。 エ 被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、(公社) 山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 オ 県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時受護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。 (2) 市町	代割の見正正	
愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。 第11章 応急使名計画 第1節 応急仮設住宅の供与 (3-11-4) 第4項 賃貸型応急住宅 民間賃貸住宅の確保に関して、(一社) 山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。	飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 第11章 応急住宅計画 第1節 応急仮設住宅の供与 (3-11-4) 第4項 賃貸型応急住宅 民間賃貸住宅の確保に関して、(公社) 山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。	名称の変更	

現	 	備	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
第2節 被災住宅の応急修理			
第3項 応急修理の方法、基準(3-11-4)	第2節 被災住宅の応急修理		
1 応急修理の方法等	第3項 応急修理の方法、基準(3-11-4)		
(1) 市町長が、建設業者に請負わせるか又は市町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建	1 応急修理の方法等		
設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及	(1) 市町長が、建設業者に請負わせるか又は市町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建	Idea I a company	
び(一社)山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。	設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合	協定の締結	
(2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)に限るものとする。	及び(一社)山口県電業協会 <u>、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会</u> との協定に基づき提供された		
(3) 他の者が行う応急修理は排除しない。	業者名簿を活用するものとする。		
ア 家主が借家を修繕する場合	(2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組		
イ 親類縁者の相互扶助による場合	合総連合、(一社)日本鳶工業連合会及び(一社)災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。		
ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合	(3) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等) <mark>及び屋根の応急対応</mark> に限る		
	ものとする。		
	(4) 他の者が行う応急修理は排除しない。		
	アー家主が借家を修繕する場合		
	イ 親類縁者の相互扶助による場合		
你! 0 克,以皮裹供到示	ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合		
第13章 災害警備計画			
第1節 陸上警備対策	第13章 災害警備計画		
第2項 警備対策(災害警備実施計画)(3-13-2)	第1節 陸上警備対策		
1 情報の収集等 (2) ※字様#の本権	第2項 警備対策(災害警備実施計画)(3-13-2)		
(2) 災害情報の交換 「は、明に、地質ない、は、 は、	1 情報の収集等(2) 災害情報の交換	システムの導	台コ
防災関係機関等と連携し、相互 <mark>の</mark> 災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。			导 八
第 2 節 海上警備対策 (3-13-4)	防災関係機関等と連携し、相互 <mark>に映像等を含めた</mark> 災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。 		
第2回 - 伊工音順利束 (3-13-4) 第1項 - 治安の維持	 第2節 海上警備対策 (3-13-4)		
第1項 石女の維持 管区海上保安本部・海上保安部署は、海上における治安を維持するため、 <mark>情報収集</mark> に努め、必要に応じ、巡視	第 2 即 一	海上保安庁	吐巛坐 数章
船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。	第1名 伯女の維持 管区海上保安本部・海上保安部署は、海上における治安を維持するため、 <mark>情報の収集</mark> に努め、必要に応じ、巡視		奶火未伤。
加減等及び加生機により状に摘りる相直を構りるものとする。 1 巡視船艇及び航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行うものとする。	船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。	画との歪っ	
2 巡視船艇及び航空機により、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行うものとする。	1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。		
2 歴[Milliel及び加土版でよう、音成四次入は主文地版画を1時次が音成を目うびかとする。	2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。		
第2項 海上交通安全の確保(3-13-4)	2		
管区海上保安本部・海上保安部署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。	 第2項 海上交通安全の確保(3-13-4)		
$1\sim4$ (略)			
5 水路の水深に異状を <mark>生じたと</mark> おそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等に	$1\sim 4$ (B)	誤記修正	
より水路の安全を確保する。		W (C)	
6、7 (略)	り水路の安全を確保する。		
	6、7 (略)		

現 行		備	考
第3項 通信の確保 (3-13-4) 管区海上保安本部・海上保安部署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、次 に掲げる措置を講じるものとする。 1 情報通信施設の保守に努め、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した <u>巡視船艇を、必要に応じて、被災地前面海域等に配備し、通信の代行を行わせる。</u> 3 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。	第3項 通信の確保 (3-13-4) 管区海上保安本部・海上保安部署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保する ため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。 1 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、 その復旧を行う。 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。		防災業務計
4 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。	5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。 6 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。		
第14章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等 第2項 避難所の管理 (1) 市町 (3-14-2) ア (略) イ 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームへルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。介護支援専門員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮するものとする。エーオ (略)	第14章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等 第2項 避難所の管理 (1) 市町 (3-14-2) ア (略) イ 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームへルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。 ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。	表現の適正化表現の適正化	
第16章 要配慮者支援計画 第2節 学校施設等の防災対策 第1項 既存建物の安全対策 1 公立学校 (1) 市町立学校 (3-16-8) 県は市町に対し、老朽化による構造耐力の低下や耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて計画的に改築を実施するよう指導助言を行う。 (2) 県立学校 老朽化による構造耐力の低下や耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて計画的に改築事業を実施する。	第16章 要配慮者支援計画 第2節 学校施設等の防災対策 第1項 既存建物の安全対策 1 公立学校 (1) 市町立学校 (3-16-8) 県は市町に対し、長寿命化計画(個別施設計画)に基づく、長寿命化改修を中心とした計画的な整備や、構造体・非構造部材の耐震化等について指導助言を行う。 (2) 県立学校 長寿命化計画(個別施設計画)に基づく長寿命化改修を中心とした計画的な整備や、非構造部材の耐震化等を実施する。		・校施設長寿 定伴う修正

	修 正 案	備	考
第17章 ライフライン施設の応急復旧計画			
第1節 電力施設	第17章 ライフライン施設の応急復旧計画		
第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱	第1節 電力施設		
2 災害発生時の防災体制 (3-17-2)	第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱		
(1) 防災活動体制	2 災害発生時の防災体制 (3-17-2)		
地震、津波等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、 <u>総本部</u> 、支社及び	(1) 防災活動体制	表現の適正化	
各事業場において必要な防災体制を発令する。	地震、津波等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社、支社及び各事		
	<u>――</u>		
	防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。		
第5節 電気通信設備			
第1項 震災時の応急活動体制	第5節 電気通信設備		
3 応急対策	第1項 震災時の応急活動体制		
(1) 災害対策機器の配備 (3-17-13)	3 応急対策		
ア~ウ (略)	(1) 災害対策機器の配備 (3-17-13)		
エ 応急復旧ケーブル	ア〜ウ (略)		
応急復旧用として各種のケーブルを <mark>各事業所に配備</mark> している。	エ 応急復旧ケーブル	表現の適正化	
	応急復旧用として各種のケーブルを <mark>配備</mark> している。		
第18章 公共施設等の応急復旧計画			
第1節 公共土木施設	第18章 公共施設等の応急復旧計画		
第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策	第1節 公共土木施設		
3 港湾・漁港施設	第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策		
(2) 県内港湾 <u>・漁港</u> の状況	3 港湾・漁港施設	誤記修正	
	(2) 県内港湾の状況		
第3節 鉄道施設			
第3項 応急復旧	第3節 鉄道施設		
1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社	第3項 応急復旧		
(4) 部外機関との連絡系統図 (3-18-16)	1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社		
〔西日本旅客鉄道株式会社〕	(4) 部外機関との連絡系統図 (3-18-16)		
	[西日本旅客鉄道株式会社]		
常設場所電話			
山口支社長 <u>083-976-8733</u>	常設場所電話	連絡先の変更	
	山口支社長 083-972-7455 083-972-7455		
l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e			

現 行		備	 考
第19章 広域消防応援・受援に係る計画			
第 2 節 山口県緊急消防援助隊受援計画 (3-19-6)	第19章 広域消防応援・受援に係る計画		
〈当該計画全部改正〉	第 2 節 山口県緊急消防援助隊受援計画 (3-19-6)	計画改訂	
	第1項 総則		
	1 (目的)		
	う。) 第 40 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消		
	防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。		
	2 (用語の定義)		
	(1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。		
	(2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。		
	(3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。		
	3 (連絡体制)		
	(1) 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。		
	(2) 連絡方法は、原則として有線電話又はFAX (これと併せて電子メールによっても可能とする。) によるもの		
	とする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使		
	用したときは携帯電話等で連絡するものとする。		
	第2項 応援等の要請		
	4 (応援等要請の手続き)		
	緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。		
	5 (知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)		
	(1) 山口県知事(以下「知事」という。)は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防		
	力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助		
	隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するも		
	のとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握し		
	た段階でFAXにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-1)。		
	<u>ア 災害の概況</u> 		
	イ 出動が必要な区域や活動内容 		
	ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項		
	(2) 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡		
	大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急		
	消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。		
	(3) 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下な		
	<u>ど、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この</u>		
	判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。		
	(4) 知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動		
	のが代表を理解し、対応について励識するものとする。 (5) 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について		
	(a) 対事は、被火地の川町をから、足角に火音の状化やその世系志信的後勤隊の活動のために必要な事項について 情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビ		
	ナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設にお		
	ける災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものと		
	する。		
	(6) 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災して		
	いる場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町長に対して通知するものとする。		
	6 (応援等要請のための市町長等の連絡)		
	(1)被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力		
		I	

現 行	修 正 案	備	考
	を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨		
	を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するも		
	のとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握し		
	た段階でFAXにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-2)。		
	(2) 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び		
	当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。		
	(3) 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡す		
	るものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状		
	況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速や		
	かに行うものとする(要請要綱別記様式 $1-2$)。		
	(4) 被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそ		
	れのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。		
	7 (緊急消防援助隊の応援等決定通知等)		
	(1) 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長		
	(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町長に対して通知するものとす		
	<u>3.</u>		
	なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場		
	合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。		
	(2) 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対し		
	で通知するものとする。		
	8 (迅速出動等適用時の対応)		
	(1) 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊		
	急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊		
	急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。		
	ア 最大震度 6 弱以上の地震が発生した場合		
	<u>イ 大津波警報が発表された場合</u>		
	ウ 噴火警報 (居住区域) が発表された場合		
	(2) 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助		
	隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊		
	急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。		
	(3) 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して		
	報告するものとする。		
	第3項 受援体制		
	9 (消防応援活動調整本部の設置)		
	(1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急		
	消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合		
	であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認め		
	る場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。		
	(2) 調整本部 (調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。) は、山口県庁舎 2 階山口県災害対策本部に近接した場		
	所に設置するものとする。		
	(3) 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又は知事の委任を受けた者)をもって充てるも		
	<u>のとする。</u>		
	(4) 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。		
	(5) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。		
	なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うな		
	<u>ど、適宜対応するものとする。</u>		
	アー消防保安課の職員		

現 行	修正案	備	考
	<u>イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員</u>		
	ウ 被災地を管轄する消防本部の職員		
	エ 消防防災航空隊の職員		
	(6) 山口県事務決裁規程(昭和44年山口県訓令第4号)第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専		
	<u>決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとす</u>		
	<u> </u>		
	ア 消防庁長官又は市町長への応援の要請等(法第44条第1項及び第3項関係)		
	イ 緊急消防援助隊に対する指示(法第 44 条の 3 第 1 項関係)		
	(7) 調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。		
	(8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官 に対して速やか		
	に連絡するものとする。		
	(9) 調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、 次に掲げる事務を行うも		
	<u>のとする。</u>		
	ア 被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。		
	イ 被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。		
	ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。		
	エ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。		
	オ 山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。		
	カ 山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。		
	キ 山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。		
	ク その他必要な事項に関すること。		
	(10) 山口県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。		
	(11) 調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用する		
	<u>ものとする。</u>		
	(12) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必		
	要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。		
	(13) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。		
	(14) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整		
	本部までの移動手段の確保等を行うものとする。		
	(15) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状		
	況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。		
	(16) 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡が		
	<u>あった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。</u>		
	<u>10 (指揮本部の設置)</u>		
	(1) 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活		
	動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。		
	(2) 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を行うものとする。		
	ア 被害状況 (ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。) の収集に関すること。		
	<u>イ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。</u>		
	ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。		
	エ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。		
	(3) 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援		
	本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコ		
	<u>プター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。</u>		
	(4) 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動		
	<u>状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。</u>		
	(5) 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なく		

	備	考
その任務に係る調整を求めるものとする。		
(6) 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとす		
<u>3.</u>		
11(進出拠点)		
(1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。		
ア 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。		
イ 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。		
(2) 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対し		
て連絡するものとする。		
(3) 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。		
(4) 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部		
隊、土砂・風水害機動支援部隊(以下、「応援都道府県大隊等」という。)の隊名及び規模について確認し、調整		
本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報		
提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。		
12 (活動拠点へリベース)		
航空隊の活動拠点へリベースは、別表第5のとおりとする。		
13(宿営場所)		
(1) 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第6のうちから宿営場所の選定について、		
消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置す		
ることも考慮するものとする。		
(2) 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対し		
で連絡するものとする。		
(3) 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の		
受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。		
第4項 指揮体制及び通信運用体制		
14 (指揮体制等)		
(1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。		
(2) 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐		
し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。		
(3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援		
助隊の活動を指揮するものとする。		
(4) 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る		
緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。		
(5) 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防		
援助隊の活動の管理を行うものとする。		
(6) 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機		
動部隊の活動の指揮を行うものとする。		
(7) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管		
理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。		
(8) NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該		
NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。		
(9) 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下		
で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。		
(10) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道		
府県大隊の活動の指揮を行うものとする。		
(11) 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。		
15 (通信運用体制)		

現 行	修正案	備	考
	(1) 山口県内の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。		
	(2) 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第8のとおりとする。		
	第5項 消防応援活動の調整等		
	16(任務付与)		
	(1) 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務		
	付与するものとする。		
	<u>ア 被害状況</u>		
	<u>イ 活動方針</u>		
	ウ 活動地域及び任務		
	<u>エ 安全管理に関する体制</u>		
	<u>才 使用無線系統</u>		
	力 地理及び水利の状況		
	<u>キ 燃料補給場所</u>		
	ク その他活動上必要な事項		
	17 (関係機関との活動調整)		
	知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活		
	動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。		
	18 (資機材の貸出し及び地図の配付)		
	(1) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲		
	で貸し出すものとする。		
	(2) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。		
	<u>19(ヘリコプター離着陸場所)</u>		
	ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。		
	20 (燃料補給場所)		
	(1) 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡す		
	<u>るものとする。</u>		
	(2) 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。		
	(3) 航空小隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。		
	(4) 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。 		
	<u>21(燃料調達要請)</u>		
	(1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の		
	供給に関する協定に基づき要請するものとする。		
	(2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第12のとおりとする。		
	22 (重機派遣要請)		
	(1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における		
	重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。		
	(2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第13のとおりとする。		
	(3) 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うもの		
	<u>とする。</u>		
	23 (物資等調達要請)		
	(1) 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時		
	における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。		
	(2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 14 のとおりとする。		
	24(増隊要請)		
	知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要がある		
	と判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。		
	25 (部隊移動)		

現 行	修正案	備	考
	緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。		
	26 (長官の求め又は指示による部隊移動)		
	(1) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求		
	<u>めるものとする。</u>		
	(2) 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6 - 2 によ		
	り回答するものとする。		
	(3) 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。		
	(4) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するもの		
	<u>とする。</u>		
	(5) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受け		
	た場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。		
	27 (知事による部隊移動)		
	(1) 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものと		
	<u>する。</u>		
	(2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとと		
	もに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するもの		
	<u>とする。</u>		
	(3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記		
	<u>様式6-6により指示を行うものとする。</u>		
	(4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式6-7により通知す		
	るものとする。		
	(5) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するもの		
	とする。		
	(6) 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。 28 (部隊移動に係る連絡)		
	<u> </u>		
	の措置を要請するものとする。		
	29 (活動中止の判断)		
	(1) 指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と		
	判断した場合は、別紙1-1を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。		
	なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。		
	(2) 調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等において		
	は、該当市町村の指揮者と別紙1-2により活動中止について調整するものする。活動の再開についても同様と		
	<u> </u>		
	なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。		
	第6項 応援等の引揚げの決定		
	30 (活動終了及び引揚げの決定)		
	(1) 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、		
	緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。		
	(2) 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合		
	において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書		
	面による通知をFAXにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)		
	(3) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告		
	<u>するものとする。</u>		
	<u>第7項 その他</u>		
	31 (情報共有)		
	(1) 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプ		

現 行	修 正 案	備	考
	ター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消		
	<u>防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の</u>		
	<u>共有に努めるものとする。</u>		
	(2) 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災へリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも		
	積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるのものとする。_		
	32 (災害時の体制整備)		
	知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃		
	料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。		
	33 (都道府県の受援計画の変更)		
	(2) 知事は、受援計画の変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。		
	(3) 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出		
	動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支		
	援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。		
	34 (消防本部の受援計画の策定)		
	(1) 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定す		
	るものとする。		
	(2) 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画		
	の内容と整合を図るものとする。		
	(3) 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。		
	35 (航空隊の受援計画)		
	航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受		
	援計画に定めるものとする。		
	36(地理情報)		
	各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくも		
	<u>のとする。</u>		
	<u>ア 広域地図</u>		
	<u>イ 住宅地図</u>		
	ウ ヘリコプターの離着陸場所位置図		
	工 燃料補給場所位置図		
	才 消防水利位置図 		
	力 物資等の調達可能場所位置図 		
	<u>(7)救急搬送医療機関位置図</u>		
	<u>37(都道府県の訓練)</u> 		
	山口県は、原則年1回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で		
	調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。		
第4節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画 (3-19-15)		計画改訂	
〈当該計画全部改正〉	第4節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画 (3-24-15)		
	<u>第1項 総則</u> 		
	1 (目的)		
	この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」とい		
	<u>う。) 第39条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局NBC災害即応部隊、山口県土</u>		
	砂・風水害機動支援部隊(以下「山口県大隊等」という。)の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅		
	速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。		
	<u>2 (用語の定義)</u>		
	(1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。		

現 行	修 正 案	備	考
	(2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。		
	(3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。		
	第2項 山口県大隊等の編成		
	3 (連絡体制等)		
	<u>――――――――――――――――――――――――――――――――――――</u>		
	ア 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。		
	イ 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。		
	ウ 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX(衛星系及び地上系)		
	によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。なお、有線断絶時等		
	の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使		
	用したときは携帯電話等で連絡するものとする。		
	4 (山口県大隊等の編成)		
	(1) 山口県の登録隊は、別表第4のとおりとする。		
	(2) 地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害		
	対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。		
	(3) 土砂・風水害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の		
	災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。		
	(4) 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6		
	を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。		
	(5) 山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとす		
	<u> </u>		
	(6) 大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。		
	(7) 山口県大隊長は、代表消防機関(代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関		
	代行。以下同じ。) の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行の両消防機関から		
	指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとす		
	<u> 5.</u>		
	(8) 統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防		
	機関の職員をもって充てるものとする。		
	(9) 中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例 下関中隊、山口県消火中隊」と呼称する		
	ものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するも		
	<u>のとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。</u>		
	中隊名中隊長を充てる消防本部名		
	消火中隊 柳井地区広域消防本部		
	<u>救助中隊</u> 周南市消防本部		
	<u> </u>		
	後方支援中隊 下関市消防局		
	特殊災害中隊 岩国地区消防組合消防本部		
	<u>特殊装備中隊</u> <u>山口市消防本部</u>		
	(10) 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例 萩消火隊」と呼称するものとする。 なお、小隊長は、		
	<u>当該小隊の上席者をもって充てるものとする。</u>		
	(11) 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うもの		
	<u>とする。</u>		
	(12) NBC災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「下関市消防局NBC災害即応部隊」と呼称するものとす		
	る。なお、下関市消防局NBC災害即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。		
	(13) 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第9のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するも		
	のとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。		

, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	修正案	備	考
	5 (指揮体制等)		
	(1) 山口県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。		
	(2) 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。		
	(3) 山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支		
	援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。		
	(4) 山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該		
	統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の		
	指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。		
	(5) 下関市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理		
	の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。		
	(6) 山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理		
	の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。		
	(8) 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。		
	第3項 山口県大隊等の出動		
	6 (地震時等の出動等に係る取決め)		
	要請要綱別表A-1、A-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助		
	隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別表第 10 のとおりとする。		
	7 (山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)		
	(1) 別表第10に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動に伴う出動準備を		
	含む。)を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。		
	ア 県は、各消防本部から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防		
	庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出		
	動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない		
	場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊(別表第		
	5) のとおり出動可能隊数を報告するものとする。		
	イ 各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代		
	表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否を電話連絡		
	した後、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備		
	を行うものとする。		
	(2) 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援		
	部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとす		
	<u>3.</u>		
	ア 県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊(別表第6又は別表第9)を構成する小隊の出動可		
	否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するも		
	<u>のとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協</u>		
	議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり		
	<u>出動可能隊数を報告するものとする。</u>		
	<u>イ</u> 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防		
	機関代行に対して事前に計画された隊(別表第6又は別表第9)を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、		
	要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うも		
	<u>のとする。</u>		
	(3) 前2項の場合のほか、消防庁から山口県大隊(NBC災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列		
	車事故における救助小隊を中心とした県大隊等)の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び		
	各消防本部は次のとおり対応するものとする。		
	ア 県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊		
	を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出		

現 行	修正案	備	考
	動可能隊数を報告するものとする。		
	機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要		
	綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとす		
	<u>వ</u> .		
	(4) 県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に		
	照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に		
	対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。		
	8 (集結場所)		
	集結場所は、別表第 11 のとおりとする。		
	9 (山口県大隊及び統合機動部隊の出動)		
	(1) 県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により山口県大隊(又は統合機動部隊)の出動		
	の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を		
	決定し、応援出動要請書(様式4)により各市町(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものと		
	<u>する。</u>		
	(2) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備		
	小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。		
	(3) 出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、各消防本部は次の		
	とおり対応するものとする。		
	ア 山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発		
	生後)、各消防本部をおおむね1時間以内に出動するものとする。		
	イ 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する		
	事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね2時間30分以内に集結場所に集結し、出動するものと		
	する。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指		
	定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するもの		
	<u>とする。</u>		
	ウ 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事		
	案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね3時間30分以内に集結場所に集結し、出動するものとす		
	る。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指		
	定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものと		
	<u>する。</u>		
	エ 各消防本部は、出動小隊に原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものと		
	<u>する。</u>		
	(4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、		
	電話により出動の要否を確認するものとする。		
	<u>10(その他の部隊の出動)</u>		
	(1) 下関市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により下関市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた		
	場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出する		
	<u>ものとする。</u>		
	(2) 県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を		
	受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請		
	書(様式4)により当該部隊を構成する小隊の属する各市町(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を		
	行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出		
	動させるものとする。		
	11 (国家的な非常災害における出動)		
	(1) 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、		
	<u>各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して</u>		

現 行	修正案	備	考
	要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2		
	- 2により出動可能隊数の報告を行うものとする。		
	(2) 長官から出動の指示があった場合には、第9第1項及び第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、		
	特別編成陸上隊を編成するものとする。		
	(3) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出		
	動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。		
	(4) 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。		
	(5) 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能		
	な限り多くの隊を派遣するものとする。		
	12(山口県大隊等の出動隊数の報告)		
	(1) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書(様式5)により出動		
	<u>隊数を報告するものとする。なお、出動小隊にも派遣小隊連絡書(様式5)の写しを携行させ、集結場所到着</u>		
	時、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長に提出するものとする。		
	(2) 代表消防機関は、前項の派遣小隊連絡書(様式5)を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣(様式6)により県		
	及び各消防本部に対して報告するものとする。 (3) 県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するも		
	のとする。		
	13 (緊急消防援助隊の車両表示)_		
	緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所		
	に掲出するものとする。		
	14 (集結場所への集結完了)		
	(1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方		
	支援本部に対して報告するものとする。		
	(2) 中隊長は、山口県大隊等概要(様式7)により山口県大隊等の概要を確認するものとする。		
	<u>15(進出拠点への進出)</u>		
	(1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長(以下「山口県大隊		
	長等」という。) は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援		
	本部に対して報告するものとする。		
	(2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部		
	<u>に対して報告するものとする。</u>		
	(3) 山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知		
	し、進出拠点へ進出するものとする。		
	アー被災地の被害概要		
	イ 山口県大隊等の活動地域及び任務		
	ウ 山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート		
	エー山口県大隊等の隊列		
	<u>オ その他必要な事項</u> (4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最		
	(4) 集結場所がら進出拠点までの間は、原則として出動隊の構成世に隊列を確保し行動するものとし、元頭及び取 後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。		
	16 (高速自動車国道等の通行)		
	高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。		
	ア 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消		
	防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。		
	イ 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を		
	申し出て、別紙第2「公務従事車両証明書」を提出するものとする。		
	ウ 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使		
	用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。		

現 行	修正案	備	考
	エ 名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。		
	被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災		
	地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。		
	18(進出拠点到着)		
	(1) 山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名(又は部隊名。以下同じ。)、規模及び保有資機材等に		
	ついて調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受		
	援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。		
	(2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等 (NBC災害即応部隊長は除く。) のみ		
	が先行して前項の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通		
	過するための対策を講ずるものとする。		
	19 (現地到着)		
	(1) 山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮		
	支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。		
	- ア <u>災害状況</u>		
	ウ 活動地域及び任務 <u>ウ 活動地域及び任務</u>		
	エ 山口県大隊本部の設置場所		
	オ 安全管理に関する体制		
	力 使用無線系統		
	キ 地理及び水利の状況		
	ク その他活動上必要な事項		
	(2) 山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊等現場到着時の報告書(様式8)により後方支援本部に対して報告す		
	<u>るものとする。</u>		
	(3) 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合		
	機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際		
	は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。		
	(4) 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大		
	第4項 現場活動		
	20 (山口県大隊本部の設置)		
	(1) 山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置する		
	<u>ものとする。</u>		
	(2) 山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うも		
	<u>のとする。</u>		
	(3) 山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員(小隊)を配置する等、安全管理の		
	徹底を図るものとする。		
	(4) 山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録(動画及び静止画によるものを含む。) する要員を配		
	置するものとする。		
	21 (活動時における無線通信運用及び情報収集)		
	(1) 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。		
	(2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地に		
	おける情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものと		
	<u>する。</u>		
	22(各隊の保有資機材等)		
	(1) 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。		
	(2) 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。		

現 行	修正案	備	考
	23 (県大隊長への報告等)_		
	(1) 県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項(様式9)に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催		
	し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。		
	(2) 各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書(様式10)により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告		
	<u>するものとする。</u>		
	24 (日報)		
	山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援		
	本部に対して情報提供を行うものとする。		
	第5項後方支援活動		
	25 (後方支援本部の設置)_		
	(1) 山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。		
	(2) 後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。		
	(3) 副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとす		
	<u>3.</u>		
	(4) 代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとす		
	る。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと		
	判断した場合は、その限りではない。		
	(5) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。		
	(6) 後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。		
	ア 消防庁、指揮支援(部)隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整		
	<u>イ 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整</u>		
	ウ 山口県大隊等の隊数及び人員数の集計		
	工 山口県大隊等の活動記録の集約		
	オ 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供		
	カ 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供		
	キ 必要な資機材等の手配及び提供		
	ク 食糧(3日目以降)の手配に関する調整		
	ケ 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整		
	<u>コーその他必要な事項</u>		
	(7) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。		
	(8) 前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものと		
	<u>する。</u>		
	26(後方支援中隊の任務等)		
	(1) 後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるよう		
	<u>に、次に掲げる任務を行うものとする。</u>		
	アー後方支援本部との連絡		
	<u>イ 宿営場所の設置及び維持</u>		
	ウ 物資の調達及び搬送		
	エ 車両及び資機材の保守管理		
	オー交替要員の搬送		
	<u>カ 活動の記録</u>		
	キ その他必要な事項		
	(2) 後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。		
	27(相互協力)		
	県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達		
	等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。		
	第6項 活動終了		

現行	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	備	考
現 行	** 28 (山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。 (2) 山口県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援を部長に報告し、指揮支援本部長の下承を得て引揚げるものとする。 ア 山口県大隊等の活動概要 (時間、場所、除数等) イ 活動中の異常の有無 ウ 隊員の負傷の有無 エ 車両、資機材等の損傷の有無 オ その他必要な事項 29 (帰署 (所) 報告) (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、県に対して連やかに報告するものとする。 (2) 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署 (所)後、消防庁に対して連やかに報告するものとする。 第7項 活動報告等 30 活動結果報告) (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所)後、県及び代表消防機関に対して要請要綱別記憶式5により、連やかに活動報告を行うものとする。 (2) 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記憶式5により、速やかに活動報告を行うものとする。 (3) 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記憶式5により、速やかに活動報告を行うものとする。 第8項 その他 31 航空部隊の応援等) 航空部隊の応援等) 航空部隊の応援等については、県が別に定めるものとする。 32 (事前準備) (1) 各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。 (2) 果及び各消防本部は、後力支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。	1/H	有
第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 時間差発生等への対応 (3-20-14) 第2項 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 3 <u>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)</u> が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・ 伝達等 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 等が発表された後の諸般の状況を具 体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第2節】に定めるとおりとする。	第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 時間差発生等への対応 (3-20-14) 第2項 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 3 <u>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 等</u> が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第2節】に定めるとおりとする。	誤記修正	

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 班の編成及び所掌事務 (4-1-6)

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
観光スポーツ文化対策部	外国人 対策	国際課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。 6 外国人の安否情報に関すること。
土木建築対策部	都市施設対策	都市計画課	13 市街地内の緊急路の確保に関すること。 14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安 全対策に関すること。 15 都市公園、公共下水道等の都市 施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復 興対策に関すること。 16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関すること 17 被災地の復興対策計画の策定に関すること。
文教 対策部	学校総務	教育政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 5 その他文教対策に関すること。
	文化財保護	<u>社会教育・文化</u> <u>財課</u>	10 被災文化財の保護、修復に関すること。

第2章 被災者の生活再建計画

第1節 被災者の生活確保

第6項 生活資金の確保

3 県市町中小企業勤労者小口資金 (4-2-6)

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市 町・労働金庫が協調して貸付けを行う。

(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内

(2) 償還期間 10年以内

(3) 利 率 年1.61% (保証料別途)

(4) 申 込 先 中国労働金庫

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

第2節 災害復旧事業の推進

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

- 1 国庫負担又は補助(4-3-3)
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について (平成26年4月1日厚生労働事次官通知)

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

- 2 激甚災害に対する特別な財政措置
- (3) 中小企業に関する特別の助成 (4-3-4)
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法等による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

第4章 被災中小企業·農林水産事業者復興支援計画

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置 (4-4-2)

4 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。

第4編 復旧·復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 班の編成及び所掌事務 (4-1-6)

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
観光スポーツ	外国人	国 際 課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。
文化対策部	対策		6 外国人の安否情報に関すること。
	文化財保護	文化振興課	7 被災文化財の保護、修復に関すること。
土木建築対策	都市	都市計画課	13 市街地内の緊急路の確保に関すること。
部	施設対策		14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安 全対策に関する
н	NEW YORK		こと。 15 都市公園、公共下水道等の都市 施設に係る被害調査の取り まとめ及び復旧・復 興対策に関すること。
			16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関すること 17 被災地の <u>市街地復興計画</u> の策定に関すること。
文教 対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・施設 整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 5 その他文教対策に関すること。
	(削除)	_(削除)_	

第2章 被災者の生活再建計画

第1節 被災者の生活確保

第6項 生活資金の確保

3 県市町中小企業勤労者小口資金 (4-2-6)

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・ 労働金庫が協調して貸付けを行う。

(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内

(2) 償還期間 10年以内

(3) 利 率 年1.59% (保証料別途)

(4) 申 込 先 中国労働金庫

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

第2節 災害復旧事業の推進

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

- 1 国庫負担又は補助 (4-3-3)
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

- 2 激甚災害に対する特別な財政措置
- (3) 中小企業に関する特別の助成 (4-3-4)
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(部間)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置 (4-4-2)

4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。

要綱改正

利率変更

組織改編

「小規模企業者等設備 導入資金助成法」の廃 止に伴う「激甚災害に 対処するための特別の 財政援助等に関する法 律」の改正

法改正